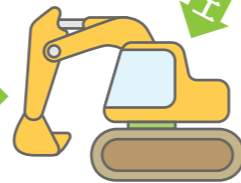
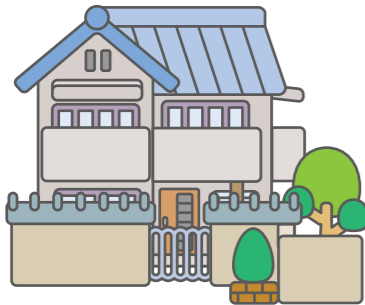
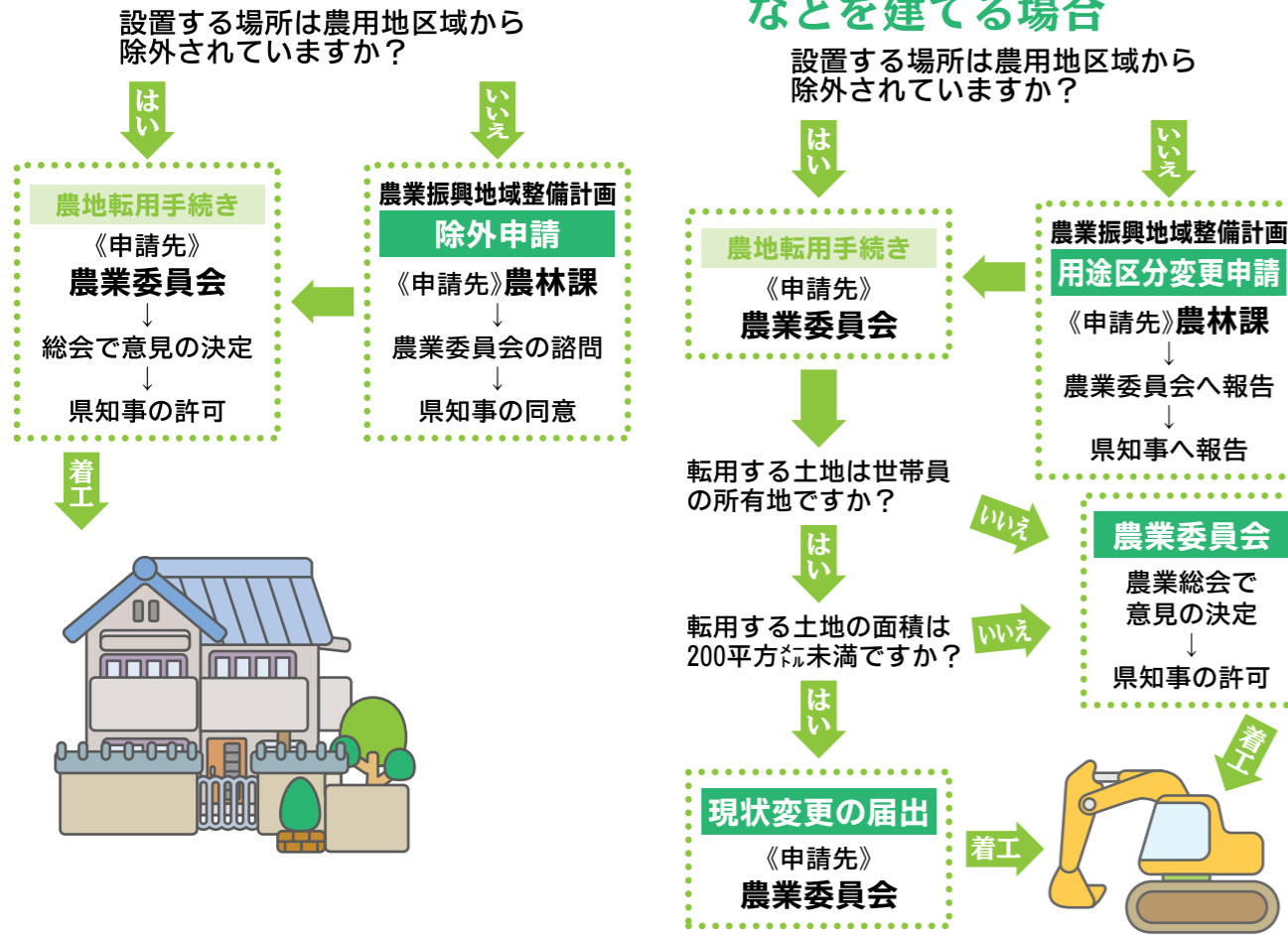


農振除外から農地転用手続きの流れ

1. 住宅・倉庫などを建てる場合 2. 農業生産用施設、たい肥舎などを建てる場合



農振計画を見直します

市は、平成22年度に奥州農業振興地域整備計画の見直しを行います。4月から5月にかけて「農用地区域への編入」と「農用地区域からの除外」の申し出を受け付けます。申し出は原則としてこの期間にしか受け付けませんので、忘れずに手続きをしてください。

■奥州農業振興地域整備計画について

農業振興地域整備計画（農振計画）は、農業の振興を行う地域を明らかにして、農地の有効活用と農業の近代化を計画的に推進する農業振興の総合的計画です。生産性の高い農業基盤や農村の環境整備などを進めるためにも重要なものです。対象となる土地は、国有林や都市計画用途地域などを除くほぼ全域となっています。現在の農振計画は、旧市町村ごとに立てられていた計画を、平成19年度に一本化して策定しました。おおむね5年で見直しすることになっていますが、農振計画の上位計画で、市の総合的な土地利用を示す国土利用計画が完成したため、時期を早めて見直しを行います。

■農用地区域について

農業振興地域の区域内で、特に農地として利用するための区域を農用地区域といいます。農用地区域は、優良な農地として保全する必要があるため、ほ場整備事業の導入や中山間地域等直接支払制度、農地の売買の際の税制上の優遇措置などが適用されます。しかしその一方で、農業以外

の目的での利用は制限されています。農地を農地以外に利用するときは、農業委員会へ農地転用許可申請を行い、決定を受けてから行います。ただし、農用地区域にある農地の場合は、その申請の前に農用地区域から除外する手続きが必要です。

■農振除外の条件は

農用地区域は、原則として農業以外の目的で利用することはできません。農用地区域内で農業用施設や農家住宅の建築、宅地やその進入路となる私道の拡張などを行いたい場合は、次の5つの条件すべてを満たしている

■農地転用の計画がある人はご相談を

農振除外の手続きは、農振計画見直しの時期に受け付けています。計画の見直しは5年ごとに行っており、今回の見直し後は原則として27年まで農振除外ができなくなります。今後、農地の転用を計画している人は、各総合支所農林担当課へご相談ください。

■相談受け付けは

4月14日から5月31日まで 農用地区域内で一般住宅の建築や宅地の拡張などの計画があり、農振除外の手続きが必要な人は、4月14日頃から5月31日頃までにご相談ください。

今回の見直しで農振除外が認められた場合、その土地を農地以外に利用できるのは、早くても23年4月以降となります。申し出ができる土地は、その利用計画が具体的で、先に挙げた条件を満たしている必要があります。場合によっては農振除外ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ

本庁農政課、各総合支所農林担当課

